

札幌医科大学における知的財産の扱いについての基本的な考え方  
(札幌医科大学知的財産ポリシー)

平成 19 年 4 月 1 日

1. 基本的な考え方

本学は、「進取の精神と自由闊達な気風」、「医学・医療の攻究と地域医療への貢献」を建学の精神として掲げ、開学以来、きわめて意欲的に研究開発に取り組み、世界的にも評価される数多くの業績によって、知の集積を図ってきた。これらの優れた研究成果は、論文や著作、学会発表などの形で幅広く社会に開放されてきた。

しかしながら、大学の研究成果については、単なる発表に終わらせず、知的財産権として保護を図りながら産業界に適切に移転していくことによってこそ最大限の活用が図られるものである。さらに、知的財産立国の実現を目指す政府の「大綱」や知的財産を通じて地域の活性化を図る道の「知的財産戦略推進方策」の策定・実施などにより、大学には、これまでもまして、創出された研究成果の適正な権利化や社会への技術移転が求められている。

本学においても、平成 17 年 4 月の知的財産ポリシー等の制定を契機に、創出された研究成果の権利化や技術移転の実施について、研究者個人の判断・努力に委ねられてきた状況を見直し、大学による研究者支援や知的財産の創出・管理・活用をはじめている。

このたび、大学の体制が公立大学法人に移行するに当たり、引き続き次の事項を基本としながら、新しい体制に相応しい取り組みを取り入れることにより、これまでの蓄積や伝統を生かし、本学が世界に伍する地域共生型の医系総合大学として、一層の発展を遂げられるよう努めるものとする。

- ① 優れた研究成果のより一層の集積を図るため、研究環境の整備や、研究成果の権利化及び技術移転に当たっての研究者個人の負担軽減など「研究者に対する多様な支援」の実現
- ② 知の資産の開放という大学に求められている使命を果たし、地域・経済社会の振興・発展を図るための「実効性のある技術移転」の実現
- ③ これらを効果的に実現するための手段として、大学で創出された「研究成果の機関帰属と大学による一元管理」の実現

2. ポリシーの対象

(1) 対象となる者

このポリシーの対象者は、本学と雇用関係にある教職員とする。なお、学生、研究生、訪問研究員等、大学との雇用関係にない者については、あらかじめ本学との個別の取り決めを行うことにより、教職員等に準じた扱いをできるものとする。

(2) 対象となる知的財産

このポリシーの対象となる知的財産は、本学の職務に関連して行った研究成果とする。ただし、当面、発明規程の対象とするのは、特許権及び特許を受ける権利（外国法に基づくものを含む。）、実用新案権及び実用新案を受ける権利、意匠権及び意匠登録を受ける権利（以下「特許権等」という。）、成果有体物並びに著作権とする。

3. 知的財産関係者の責務

(1) 学長

学長は、大学の使命と知的財産が大学の管理運営に果たす役割に鑑みて、本学における知的財産制度が円滑かつ実効的に機能するよう、研究者の支援など必要な措置を講じなければならないものとする。

## (2) 教職員

研究に従事する本学教職員は、その研究に用いる資金・施設等の公共的な性格から、研究成果の社会還元を常に念頭に置いて研究に取り組むものとし、研究成果の公表についても、知的財産の権利化、活用に配慮するものとする。

また、教育、研究、診療などに当たり、他者の知的財産についても尊重する意識を持つものとする。

## 4. 研究成果の帰属・管理原則

### (1) 帰属原則

本学の職務に関連して行った研究成果については、原則として、大学に帰属するものとする。

### (2) 管理原則

本学の職務に関連して行った研究成果の管理については、機動的・実効的な対応ができるよう、以下に基づき、学長が一元的に行うものとする。

## 5. 研究成果の管理の手続き等

### (1) 研究段階

教職員は、研究従事の際、研究成果に財産的価値が含まれる可能性があることに配慮するとともに、知的財産として活用できる可能性がある研究内容については、研究プランニングの段階や研究成果として公表する事前の段階において、知的財産管理室と意見や情報の交換を行うなど、必要な支援を受けることができるものとする。

※研究成果としての公表：論文、学会発表、抄録、研究会での発表、ホームページでの公表など

### (2) 発明の届け出

本学の職務に関連して発明等（考案及び意匠の創作を含む。以下「発明等」という。）が生じたときは、発明者（考案、意匠の創作をした者を含む。以下「発明者等」という。）は速やかに学長に届け出るものとする。

この場合、研究成果の公表は、大学において承継しないと決定された場合及び学長の承認を得た場合を除き、特許等の出願前に行ってはならないものとする。

### (3) 職務発明の認定・承継手続き

発明等の届出があったときは、学長は、職務発明等の認定及び権利承継の要否を決定するものとする。この場合、学長は、必要に応じて、発明者等及び学長が設置する委員会（学部長など学長が指名した者により構成された知的財産活用のための委員会。以下「知的財産活用委員会」という。）の意見を聴くことができるものとする。なお、権利承継の要否の決定は、公共的観点からみた技術移転の必要性及び経済的観点からみた技術移転の可能性の有無等に配慮して行うものとする。

### (4) 出願

大学において承継すると決定した場合には、学長は速やかに特許権、実用新案権、意匠権の出願を行うものとする。但し、外国出願の場合にあっては、学長は(3)の手続き

に準じて、特にその要否を決定するものとする。

(5) 審査請求等

出願を行った発明等に係る審査請求等の要否の決定は、(3)の手続きに準ずる他、技術移転先企業等による審査請求等に要する費用の負担を加味するものとする。

(6) 特許権等の維持

承継した特許権等の維持の要否の決定は、(5)の手続きに準ずるものとする。

(7) 成果有体物

成果有体物（試薬、試料、実験動物、化学物質などの研究目的に使用可能で、有形かつ技術的観点からの付加価値を有するもの）については、成果有体物提供契約（MTA）により提供及び取得することとし、具体的な扱いは、別途定める。

(8) 著作権

大学有著作権のうち、大学以外の者に著作物の利用を許諾する場合などの具体的な扱いについては、別途定める。

6. 承継しない特許権等の取扱い

(1) 特許権等の返還

大学において承継しない、又は審査請求等若しくは維持しないと決定された特許権等は、発明者等に返還する。

(2) 発明者等への通知

学長は、(1)の決定がなされたときは、速やかに発明者等に通知するものとする。

7. 技術移転

(1) 特許権等ごとの管理計画の策定

学長は、原則として、承継した特許権等ごとに、技術移転機関等の活用を含めた実用化の方法、時期、取組みの優先順位等技術移転に関する管理計画を策定するものとする。

この場合、学長は、必要に応じて、発明者等及び知的財産活用委員会の意見を聴くことができるものとする。

(2) 技術移転契約

学長は、技術移転の相手方選定に当たっては、その技術の経済的な価値評価等の他技術移転後の実用化の蓋然性を考慮するものとし、技術移転契約には、原則として、実用化条項と実用化不履行の場合の契約解消条項を付するものとする。

なお、相手方が中小企業やベンチャー企業である場合等には、大学の関係規定の範囲内において、実施料の額や独占実施の許諾など必要な配慮について、検討する。

(3) 企業等への情報提供

学長は、研究者や研究内容についてのデータベースの整備を進めるとともに、各種セミナーや展示会の開催を通じて、本学の知的財産についての情報提供を積極的に進めるものとする。

8. 実施料収入等の取扱い

大学が得た実施料収入等（処分により大学が収入を得たときを含む。）については、大学の関係規定に基づき、その一定額を発明者へ、還元する。

また、研究推進の観点から、発明者の所属する講座・教室等への配分について、配慮する。

## 9. 発明者等の不服申立

- (1) 発明者等は、職務発明の認定、特許権等の承継、出願、審査請求等、実施料収入等の配分等について不服がある場合は、知的財産活用委員会に異議申立てをできるものとする。
- (2) 知的財産活用委員会は、事実の調査及び関係者からの意見聴取を実施の上、申立に対する裁定を行い、その結果を学長及び申立者に通知するものとする。
- (3) 学長は、知的財産活用委員会の裁定を尊重するものとする。

## 10. 研究者への支援

### (1) インセンティブの確保

研究の知的営為という特殊性から、研究者のインセンティブを確保するため、8の実施料収入等の配分のあり方の他、人事評価への反映や褒賞制度について、検討を進めるものとする。

### (2) 研究環境・知財環境の整備

研究環境を整備するとともに、知財相談や知財セミナーの開催など研究環境・知財環境の整備を進めるものとする。

## 11. 知的財産管理組織の整備

学長を補佐し、円滑かつ効果的な知的財産の管理・活用を進めるに当たり、知的財産管理室を設け、以下のような業務を担当する。同室には、専門的な知識を有するアドバイザーや、各種手続き、調査等を担当する専任職員配置など必要な人員を配置するほか、講座・教室等ごとに、その所属員の中から選任される知的財産担当者の配置についても検討する。

### (1) 知的財産の発掘等

学内向けに知的財産に係る知識の普及啓発に取り組むほか、学内の知的財産に係る研究進捗状況の把握、関連研究データ取得に関する助言、各種相談対応業務。

### (2) 特許権等の管理・活用に係る手続き等

職務発明の認定・承継、権利化、技術移転等に係る情報収集や手続き、助成申請業務。知的財産の案件ごとの活用計画の策定。学内の知的財産に関する情報発信。

### (3) 権利保護等

発明者等の権利保護、知的財産の争訟などに係る業務。

## 12. 知的財産をめぐるその他の取り組み

### (1) 利益相反について

知的財産に関連する研究活動に関しては、関係企業から得られる利益などと大学職員としての責務とが相反するおそれがあることから、その調整の基準となる「利益相反ポリシー」及び関係諸規程の策定について更に検討を進めるものとする。

### (2) 知財教育の推進

知的財産についての基本的な知識を有する職業人、研究者を育成するため、学生や地域医療従事者に対する知財教育を充実することとする。

### (3) 本学卒業生等に対する支援

専門家が少ないなど医療分野に関する知的財産権の特殊性や大学の使命等から、特許相談や知財知識の啓発、共同研究などを通じて、知的財産面における本学卒業生や本学

関連病院との連携強化を図るものとする。

(4) 年次報告

学長は、本学における知的財産やその活用状況について、年次報告書を作成し、公表するものとする。

(5) ポリシーの見直し

知的財産の管理・活用を巡る状況の変化に応じ、本ポリシーについても、必要に応じた積極的な見直しを図るものとする。